

2023年度版 助成の手引き

活用できる団体	助成事業名	助成金額
自治会・町内会	ふれあい事業	A 多世代交流タイプ 上限 10,000円/回（年3回まで） 500世帯以上の自治会・町内会は15,000円/回 B 見守り・生活支援タイプ 上限 20,000円
地区社協・コミ協 自治会・町内会 民協等団体	地域の茶の間 （いきいきサロン）事業	月1回 上限 30,000円 月2回 上限 60,000円 小規模 上限 18,000円
	子育てサロン事業	上限 30,000円
	子どもの居場所づくり 支援事業	運営費 上限 60,000円 立上げ費 上限 40,000円
地区社協	地域福祉活動計画推進 事業助成	上限 50,000円
地区社協・コミ協 自治会・町内会	歳末たすけあい事業	上限 150,000円 （参集範囲により異なる）
	緊急情報キット事業	配布対象者数×200円

<相談受付窓口>

新潟市中央区社会福祉協議会

新潟市中央区西堀前通6番町909番地 C o - C. G. (コシジ) 3階

TEL: 210-8720 FAX: 210-8722



マスコットキャラクター

きらりん

1 ふれあい事業

自治会・町内会の範囲での多世代交流や組織的な見守り活動に助成します。

A 多世代交流タイプ

(1) 助成対象団体 自治会・町内会

(2) 事業例

三世代交流を目的とした催し（例：ウォークラリー、納涼大会）、清掃活動 など

(3) 助成条件

① 自治会・町内会の住民全体に呼びかけ、多世代が事業に参加していること。

(4) 助成の制限

① 助成対象経費項目 — 事業費全般

◆お酒代、金券等は助成対象外です。

② 助成額の上限 — 1回につき10,000円まで（年度内3回まで）

◆残額を次回の申請に繰り越すことや、残回数を次年度に繰り越すことはできません。

◆世帯数が500世帯以上の自治会・町内会については1回につき15,000円とします。

B 見守り・生活支援タイプ

(1) 助成対象団体 自治会・町内会

(2) 事業例

見守り活動を検討する打合せ、ゴミ出し・除雪支援などの助け合い活動、マスク・お弁当などの配布による見守り など

(3) 助成条件 ※いずれかに該当すること

① 概ね月1回以上の訪問による見守り活動であること

② 住民同士の助け合い活動であること

(4) 助成の制限

① 助成対象経費項目 — 事業費全般

◆お酒代、金券等は助成対象外です。

② 助成額の上限 — 20,000円まで

◆食材費は一人当たり概ね1,000円を上限とします。

2 歳末たすけあい事業

地域住民同士の交流を目的として歳末時期（11月中旬から1月末）に行う事業に助成します。また、事業を通して地域の関係団体との協働を促進し、赤い羽根共同募金と歳末たすけあい募金のPRを行います。

（1）助成対象団体

自治会・町内会、地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会

（2）事業例

歳末ふれあい交流会・福祉講演会 など

（3）助成条件

- ① 事業を進める際に地域の各種関係機関・団体、福祉施設等と連携をはかること。
- ② 回覧板文書などに中央区社会福祉協議会の歳末たすけあい事業であることを明記の上、広く地域に呼びかけること。
また、当日会場内にも看板などで同事業であることを明示すること。
- ③ ボランティア行事用保険等の保険に加入すること。

（4）助成の制限

- ① 助成対象経費項目 — 事業費全般
 - ◆お酒代、金券等は助成対象外です。
 - ◆講師謝礼は20,000円を上限とします。
 - ◆食材費は一人当たり概ね1,000円を上限とします。
- ② 助成額の上限 — 事業費総額の10分の9以内で、参集範囲により下表のとおり助成上限額が異なります。

世帯数 (世帯)	200未満	200～ 299	300～ 399	400～ 499	500～ 599	600以上
助成上限額 (円)	20,000	40,000	60,000	80,000	100,000	150,000

ただし、事業予算の関係で多くの申請があった場合や、区全体の歳末たすけあい募金額が減少した場合は助成額を調整させていただくことがあります。

※詳しくは9月頃に発送する地域歳末たすけあい事業要領・申請書類をご確認ください。

3 地域福祉活動計画推進事業助成

地区社会福祉協議会が地域福祉活動計画の目標達成のために行う事業に助成します。

(1) 助成対象団体

地区社会福祉協議会

(2) 事業例

健康教室や講演会等の交流活動・地域の見守り活動 など

(3) 助成条件

地域福祉活動計画の推進に寄与するものであること。

◆一団体に所属する者のみを対象とする事業は助成対象外とします。

(4) 助成の制限

① 助成対象経費項目 — 謝金・会場費・ボランティア保険・消耗品等

◆計画の目標達成のために認められるものが対象です。

◆お酒代、金券等は助成対象外です。

② 助成額の上限 — 年度内50,000円まで

◆年度内であれば、複数回にわけて申請することが可能です。

◆年度を越えての繰り越しはできません。

4 緊急情報キット配布事業

緊急情報キットの活用を通じた身近な見守り・支援活動に助成します。

～緊急情報キットとは？～

高齢者等の救急時に、救急隊員が緊急連絡先等の情報を迅速かつ正確に把握するため、あらかじめ自分の情報を筒形の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくものです。定期的に情報の更新を行います。

(1) 助成対象団体

自治会・町内会、隣接する複数の自治会・町内会
地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会

(2) 対象

- ① 75歳以上のひとり暮らしの高齢者で見守りを必要とする世帯
- ② 団体が見守りを必要と認める世帯

(3) 助成の内容

- ① 助成対象経費項目 — キット作製費（本体、内容物、シール等）、会議費
- ② 助成額 — 配布対象者数×200円
◆キットの作製は中央区社会福祉協議会にて購入する方法、もしくは団体独自に作製する方法があります。詳細はお問い合わせください。

5 地域の茶の間（いきいきサロン）事業

概ね自治会・町内会を範囲とした定期的な交流の場をつくるための助成事業です。助成対象となる事業内容は3タイプあります。

月1回開催	地域に住んでいる人が気軽に集まり交流できる場を月に1回設ける。
月2回以上開催	地域に住んでいる人が気軽に集まり交流できる場を月に2回以上設ける。3年以内に週1回の事業へ移行する見込みがある。
小規模サロンタイプ	地域に住んでいる人が気軽に集まり交流できる場を月に1回設ける。 ※参加者10人未満でも可

月1回開催

新潟市からの助成金

(1) 助成対象団体

各種団体

(自治会・町内会、地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など)

(2) 助成条件

- ① 月1回以上、定期的に開催すること。
 - ◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可（お盆、年末年始、年度末等）
- ② 概ね10人以上の参加があること。
- ③ 参加者に制限がないこと。

(3) 助成の制限

- ① 助成対象経費項目 — 会場使用料、依頼講師への謝礼、ボランティア保険料、消耗品費、お茶、茶菓子全般、調味料、交流のための調理にかかる食材
 - ◆備品購入、弁当代、アルコール飲料は対象外です。
- ② 助成額の上限 — ひと月2,500円まで
 - ◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は30,000円となります。
 - ◆年度途中の申請も可能です。
その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×2,500円が助成額上限となります。

※ボランティア行事用保険等の保険への加入を推奨しています。

(1) 助成対象団体

地域の各種団体

(自治会・町内会、地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会、
民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など)

(2) 助成条件

- ① 月2回以上、定期的に開催すること。
 - ◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可（お盆、年末年始、年度末等）
- ② 概ね10人以上の参加があること。
- ③ 参加者に制限がないこと。
- ④ 3年以内に週1回以上の事業（地域の茶の間支援事業）への移行が見込まれること。（計画書の提出が必要）

(3) 助成の制限

- ①助成対象経費項目 — 会場使用料、依頼講師への謝礼、ボランティア保険料、消耗品費、お茶、茶菓子全般、調味料、交流のための調理にかかる食材
 - ◆備品購入、弁当代、アルコール飲料は対象外です。
- ② 助成額の上限 — ひと月5,000円まで
 - ◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は60,000円となります。
 - ◆年度途中の申請も可能です。
その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×5,000円が助成額上限となります。

※ボランティア行事用保険等の保険への加入を推奨しています。

※週1回以上開催の地域の茶の間には「地域の茶の間支援事業」（ひと月20,000円まで）があります。別途条件がございますのでご相談ください。
「地域の茶の間支援事業」についての窓口は
新潟市中央区 健康福祉課 高齢介護担当（223-7261）になります。

小規模サロントイプ

(1) 助成対象団体

各種団体

(自治会・町内会、地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会、
民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など)

(2) 事業例

おしゃべり、体操、レクリエーションなど

(3) 助成条件

- ① 月1回以上、定期的に開催すること。
 - ◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可(お盆、年末年始、年度末等)
- ② 概ね5人以上の参加があること。
- ③ 参加者に制限がないこと。
- ④ 参加者同士の交流があること。
- ⑤ ボランティア行事用保険等の保険に加入すること。

(4) 助成の制限

- ① 助成対象経費項目 — 事業費全般
 - ◆お酒代、金券等は助成対象外です。
- ② 助成額の上限 — ひと月1,500円まで
 - ◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は18,000円となります。
 - ◆年度途中の申請も可能です。
その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×1,500円が助成額上限となります。

6 子育てサロン事業

「未就学の子どもの保護者の情報交換・気分転換の場をつくること」を目的とした地域住民の自主的な活動に助成します。

(1) 助成対象団体

各種団体

(自治会・町内会、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループ など)

(2) 助成条件

- ① 月1回以上、定期的に開催すること。
 - ◆時節柄集まりにくい月を休みとすることは可(お盆、年末年始、年度末等)
- ② 概ね親子5人以上の参加があること。
- ③ ボランティア行事用保険等の保険に加入すること。

(3) 助成の制限

- ① 助成対象経費項目 — 事業費全般
 - ◆消耗品費や事務費も含まれます。
 - ◆お酒代、金券等は助成対象外です。
- ② 助成額の上限 — ひと月2,500円まで
 - ◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は30,000円となります。
 - ◆年度途中の申請も可能です。
その場合、申請頂いた月からの年度内実施月数×2,500円が助成額上限となります。

7 子どもの居場所づくり支援事業

子どもや子育て家庭が安心して暮らせる地域づくりのため、18歳までを対象とした居場所づくり等の活動に助成します。

(1) 助成対象団体

自治会・町内会、地区社会福祉協議会・コミュニティ協議会
市民活動団体（NPO法人含む）、企業、学生により構成される団体 など

(2) 内容

18歳までを対象とした居場所づくり等の活動

例：子ども食堂、学習支援、居場所 など

子ども食堂・・・子ども等を対象に食事や弁当を提供する活動

学習支援・・・宿題や自立学習を支援する場、機会を提供する活動

(3) 助成条件

① 月1回以上、定期的に開催すること。

◆長期休暇（夏休み、冬休み等）限定の連続開催のみでも可

② ボランティア行事用保険等の保険に加入すること。

(4) 助成の制限

① 助成対象経費項目 — 事業費全般

◆消耗品費や事務費も含まれます。

◆お酒代、金券等は助成対象外です。

② 運営助成 助成額の上限 — ひと月5,000円まで

◆通年毎月実施した場合、年度内の助成額上限は60,000円となります。

◆年度途中の申請も可能です。

その場合、申請月から年度内実施月数×5,000円が助成額上限となります。

◆長期休暇（夏休み、冬休み等）限定の連続開催の場合はお問合せください。

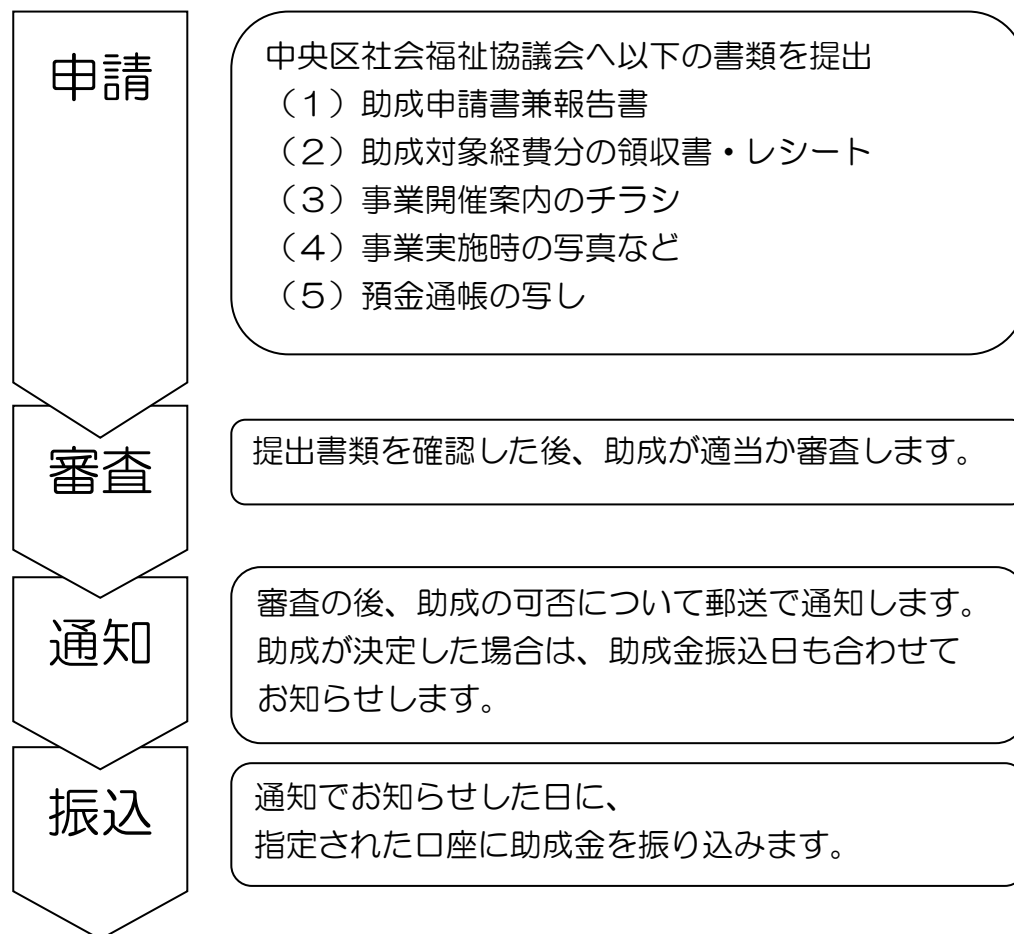
③ 立ち上げ助成 助成額の上限 — 年度内40,000円まで

◆新規で活動を立ち上げる際に活用いただけます。詳細はお問い合わせください。

8 申請手続きのながれ

(1) ふれあい事業（多世代交流タイプ）

<事業実施後>



(2) ふれあい事業（見守り・生活支援タイプ）

<事業実施前>

申請

中央区社会福祉協議会へ以下の書類を提出
(1) 助成申請書（様式2表面）

審査

提出書類を確認して受領印を押印後、返却します。

<事業実施後>

報告

中央区社会福祉協議会へ以下の書類を提出
(郵送・窓口どちらでも可)
(1) 実績報告書（様式2裏面）
(2) 助成対象経費分の領収書・レシート
(3) 預金通帳の写し

振込

通知でお知らせした日に、
指定された口座に助成金を振り込みます。

(3) 歳末たすけあい事業・地域福祉活動計画推進事業助成

<事業実施前>

申請

中央区社会福祉協議会へ以下の書類を提出
(1) 助成申請書

<事業実施後>

報告

中央区社会福祉協議会へ以下の書類を提出
(1) 実施（助成）報告書
(2) 領収書・レシート
(3) 事業開催案内のチラシ
(4) 事業実施時の写真など
(5) 預金通帳の写し

確認

提出書類を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成の可否について郵送で通知します。

振込

通知でお知らせした日に、
指定された口座に助成金を振り込みます。

(4) 緊急情報キット配布事業

<事業実施前>

申請

中央区社会福祉協議会へ以下の書類を提出

- (1) 助成申請書
- (2) 預金通帳の写し

審査

提出書類を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成の可否について郵送で通知します。

振込

通知でお知らせした日に、
指定された口座に助成金を振り込みます。

<事業実施後>

中央区社会福祉協議会への報告書類の提出は不要です。キットの作製に係る領収書等の証憑書類は団体で保管ください。

(5) 地域の茶の間（いきいきサロン）事業
子育てサロン事業、子どもの居場所づくり支援事業

<年度初め>◆年度途中の申請も可能です。

申請

中央区社会福祉協議会へ以下の書類を提出
(1) 助成申請書
(2) 事業開催案内のチラシ
◆年度内実施日がわかるもの
(3) 預金通帳写し

審査

提出書類を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成の可否について郵送で通知します。

振込

通知でお知らせした日に、指定された口座に助成金を振り込みます。

<年度末>

報告

中央区社会福祉協議会へ以下の書類を提出
(1) 実績報告書
(2) 収支決算報告書
(3) 内訳のわかる領収書・レシート

確認

提出書類を確認した後、助成が適当か審査します。

通知

審査の後、助成額について郵送で通知します。
◆翌年度になります。
返還金がある場合はここでお知らせします。